

平成25年度特定地域再生事業費補助金事業の概要書

【テーマ：①ーイ】

1 事業名	
あるいてくらすとらせるとしじつげんとしすぶろーるかよくせいけいかくさくていじぎょう 歩いて暮らせる都市実現のために都市のスプロール化を抑制する計画策定事業	
2 事業主体の名称	
にいがけんみつげしさんじょうし 新潟県見附市・三条市	
3 新規・継続	
新規	
4 補助金事業の期間	
平成25年7月～平成26年3月	
5 特定地域再生事業費補助金の種類	
特定地域再生計画策定事業	○
特定地域再生計画推進事業	
6 要望国費	
9,855,342円	
7 事業の概要	
<p>隣接両市は、中心市街地の賑わいが薄れ、車生活中心のスプロール化した典型的な地方都市構造である。両市は、20年先を見据え、「自然と歩いて暮らせるまちづくり」に政策転換し、総合特区で健康都市形成に取り組んでいる。その過程でスプロール化抑制のための新たな課題が具体化され、中心市街地の活性化策、高齢化に伴う都市機能へのアクセシビリティ問題等への総合的なアプローチとまちの機能集約化を促進する規制緩和、新たな規制措置、税制、金融なども含めたパッケージが必要との結論に達した。この点が進行中の総合特区の内容とは異なり、とくにまちの集約化実現のために郊外立地の抑制まで踏み込むことを、隣接している両市が連携して取り組むものである。</p> <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) まちの機能集約化促進策として郊外立地の抑制やまちなかの公的不動産の再活用などを含めた政策のパッケージ化（市街化区域と調整区域のあり方） 2) 市内移動を車から公共交通へシフトできる方策の具体化 3) 中心市街地に健康・医療・福祉施設と生活必需品店の立地促進制度の具体化 <p>本事業では、両市首長と職員、学識有識者、国の関係省庁担当者による研究会を立ち上げ、スプロール化抑制策を具体化した計画を策定する。さらに自治体が自ら条例化で対応すべき課題と政府が制度化すべき課題に整理し、後者については政府への提言を行うと同時に、計画は両市の26年度予算編成に反映させる。</p>	

平成 25 年度特定地域再生計画策定事業の内容説明書

【テーマ：①ーイ】

1 事業（調査等）の名称		
あるいてくらしを促すとしつげん とし すぶろーる か よくせい けいかくさくいでいぎょう 歩いて暮らせる都市実現のために都市のスプロール化を抑制する計画策定事業		
2 事業主体の名称		
にいがたけん みつけし さんじょうし 新潟県見附市・三条市		
3 地域の課題等		
1) 人口や社会経済の状況		
2 市の特徴を下記にまとめた。		
	見附市	三条市
人口	42,133 人 (平成 25 年 4 月 1 日)	103,284 人 (平成 25 年 4 月 1 日)
高齢化率	27.25% (平成 25 年 4 月 1 日)	26.8% (平成 25 年 4 月 1 日)
面積	77.96 km ²	432.01 km ²
特色	新潟県の中心部に位置し、交通の便がよい。繊維のまちとして発展し、近年ハイテク企業などが進出している。中心部の住宅地を少し離れると、広大な越後平野、緑豊かな里山があり、産業発展と自然環境が調和したまちである。	信濃川の豊かな水と肥沃な大地。県立自然公園などの自然に恵まれた土地。農業のほか、東京からの交通の便もよく、工業産業も盛んな町である。
その他	日本一健康なまちを目指しいきいき健康づくり事業や健幸基本条例を制定	平成 19 年 9 月に「スポーツ都市宣言」を宣言

(2) 地域課題

見附市は長岡都市区域に属する線引き地域 6,000ha は都市計画区域に区域設定され、市街化区域は 830ha、市街化区域人口は約 3.1 万人で全市の約 74.6%を占めているが、残りの約 1.1 万人は市街化調整区域又は都市計画区域外人口となっている。また三条市は、下田地域を除く 12,101ha を都市計画区域として設定しているが、市街化区域と市街化調整区域の設定は行っていない。都市計画区域の人口は 9.3 万人、このうち用途地域は三条地域に 1,384ha を指定し、ほぼ 10 小学校区に一致する地域に約 6.2 万人の人口となっており、全市の約 60.2%を占めている。

両市では、急激に増加する高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むため、地域活性化総合特区を活用し、まちの機能集約化を前提とした、住民が自動車中心の生活から「歩く」を基本とした生活にシフトするまちづくりを進めている。具体的には、中心市街地への自動車流入制限や、公共交通の強化、住民に「歩く」ことを日常的に意識させるための条例化などを進めてきた。

一方で、まちの機能集約化に対して新たな課題も抽出されている。

1) 住民の高齢化に伴う都市機能へのアクセシビリティの問題(市街地と郊外を結ぶ路線の運営方針を中心とした、持続可能な公共交通のあり方)

- 2) 都市機能の拡散に伴う都市経営コストの増大
- 3) 郊外の大規模再開発の課題（自動車への依存度が高い住民（中年層）ほど、郊外への居住を望む）
- 4) まちなかの公的不動産が低・未利用

また、従来からの都市機能集約化構想は、中心市街地への機能集約は検討されてきているが、中心市街地の周りを取り巻く郊外部分（すでに形成された郊外商業施設や、市街化区域に接する市街化調整区域の開発ニーズの問題など）に関する視点からの検討は不十分であり、グレーゾーンと言わざるを得ない開発が容認されてきた。よってまちの機能集約化においては、中心市街地だけでなく郊外部分（市街化調整区域を含む）での発生が想定される課題も検討することが重要である。

従って、地域活性化総合特区の取り組みと並行し、超高齢化人口減社会の先駆的なモデル都市（公共交通網と一体となって、住まいの身近に医療・福祉・公共施設があるまちづくり）を構築するためには、中心市街地だけでなく周辺の郊外部分（市街化調整区域含む）における課題も解決可能な1つのパッケージとして、新たなまちづくりの方向性を検討、調査することは必要不可欠と考えられる。

（3）地域資源

前述の政策課題の解決策として、見附市・三条市の活用可能な地域資源を示す。

【見附市】

■地域コミュニティ

見附市では概ね小学校区単位で地域の課題解決と、地域の活性化を図るため地域住民の組織化に取り組んでいる。町内を基礎に、さらに一回り大きな小学校区のレベルで、区長会、青少年育成会、PTA、消防団など地域の活動団体と、地域住民の力を結集し、より大きな力として地域づくりに生かし、それぞれが特色のある活動を展開し「地域力」のアップを図っている。現在、7地区において組織化が終了しており、活動の拠点となる施設「ふるさとセンター」が設置されている。

■コミュニティスクール

文部科学省では学校と保護者や地域が知恵を出し合い、協働しながら児童・生徒の豊かな成長を支えていく仕組みとして「コミュニティスクール」を推進しているが、当市では平成25年度に全小学校8校と中学校1校（全4校）及び特別支援学校（全1校）が指定予定。

■見附市地域公共交通活性化協議会

自家用自動車の普及等により地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しくなっている状況の中で、見附市の地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に基づく「見附市地域公共交通活性化協議会」を平成19年度に組織し、公共交通に関わる関係者が協議し、合意形成をはかりながら各種事業（コミュニティバス運行、乗合いタクシー運行、レンタサイクル等）に取り組んでいる。なお、三条市とは情報交換や所管運輸局を交えた勉強会を開

催する等している。

■自主防災組織

大規模災害時には、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要であり、当市においては「自主防災組織」の組織化に力を入れている。現在、全 173 町内のうち 138 町内において 122 の自主防災組織が組織化されている。

【三条市】

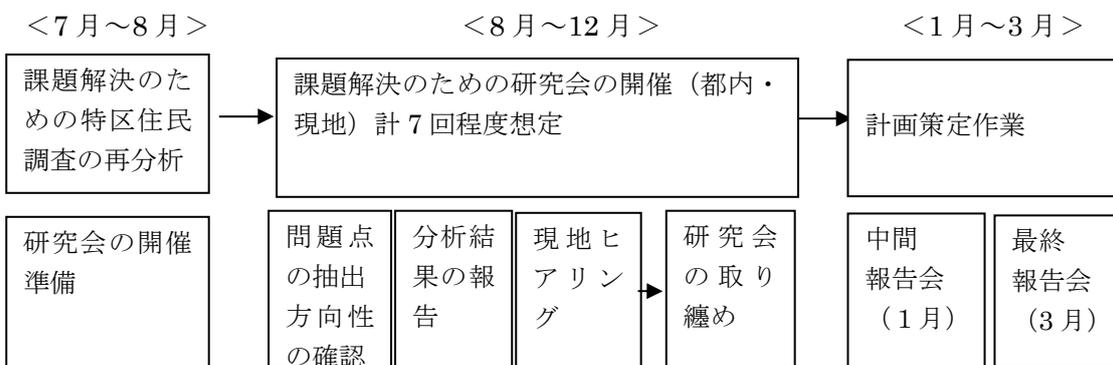
■小路

中心市街地には、中世末期から近世初期に成立した城下町を基層として、多くの寺社が残り、その間を車の通行に不便な細い小路が、生活道路として縦横に走っている。百を超える小路に名前が付けられ、その由来が口承されるなど、市民が伝統文化に触れながら街の中を「歩いて暮らす」まちづくりの動機付けとして、さまざまな活用が期待されている。

■三条マルシェ

市街地活性化のための各種イベントが実施され、その運営の担い手として、中心市街地在住者はもとより、郊外・市外から集まった多様な若者が市街地活性化を基軸として、市民活動を展開している。これらの活動を契機として、商店街に新規出店をするものや、新たな市民サークルを結成するもの等、新たな社会活動を胎動させる取組となっている。

4 調査の作業フロー



5 事業（調査等）の基本方針

見附市、三条市のみならず、全国の地方都市では、自動車の利便性が良くなり、郊外部分には商業施設が多く建設されることで中心市街地が衰退し、また、車移動を中心とした生活習慣により、高齢化に伴う健康状態の悪化や医療費の増大という「負のスパイラル」が生じている。そうした負のスパイラルから脱却するには、まちの機能の集約化、中心市街地の活性化が必要であり、住民が中心市街地を歩くようにするためには、公共交通網と一体となって、住まいの身近に医療・福祉・公共施設などがあるまちづくりへの都市構造のリノベーションが必要である。とくに、郊外に依然としてスプロールしている状況に関して、一定の歯止め策を具体化することは必要であることは明白にもかかわらず、その具体策が不十分であるのが現状である。

見附市・三条市を含めたスマートウエルネスシティ首長研究会（以下、「SWC 首長研究会」という）所属の7市による「健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ」は、地域活性化総合特区の認定を受け、平成23年度より、住民が自律的に「歩く」を基本とする『健幸』なまちを構築するための社会実験を実施している。その取り組みとしては、中心市街地の賑わいづくりや通過交通の流入を制限することにより快適な歩行空間形成を目指し、我が国では初めて公道でのライジングボラードの利用などがあげられる。

しかしながら、これらの取り組みを推進している過程において、中心市街地の賑わいづくりのさらなる促進と、歩いて暮らせるまちづくりのための都市の集約化のためには、総合特区の計画内容には方針として位置づいていないスプロール化を抑制するための郊外立地の抑制策を具体化し、早期に実施に至ることが必要であるとの認識に至った。とくに、郊外（一部市街化調整区域含む）において、中心市街地の活性化と合わせて、以下の課題等の解決が求められる。＜郊外部の課題例＞

- ①施設はあるが子どもが少ないため保育園、幼稚園、小学校（中学校）の存続の危機
- ②高齢者の見守り体制を含め、地域のコミュニティ自体の維持が難しい
- ③防災面での対応が崩壊（消防団が維持できない）
- ④森林や水田の管理について、これまでの土地所有者個人の管理体制では維持が難しい（高齢化に伴う、担い手が不足）

上記課題を解決し、超高齢化人口減社会に対応する先駆的なモデル都市を構築するためには、中心市街地だけでなく周辺の郊外部分における課題も解決可能となる政策パッケージの構築を本調査・計画策定事業を通じて行うものである。

よって今回提案する内容は、地域活性化総合特区で実施する取組とは視点やアプローチが異なることから、この点について特に問題意識が高く、また隣接しているため連携することのメリットが高い両市は、総合特区とは別の枠組みで取り組んだ方が早期に成果が得られると考え、今回特定地域再生計画策定事業に応募した。本提案は、特定地域再生計画策定事業を活用し、全国に先駆けて見附市・三条市における郊外立地の抑制まで踏み込んだまちの機能集約化に向けて整備すべき方策のパッケージ化を目指し、国の制度見直しの提言も含めた「歩いて暮らせる都市実現のために都市のスプロール化を抑制する基本計

画」(3ヶ年計画)を策定するものとする。

調査の基本方針は、以下の3つとする。

- 1) まちの機能集約化促進策として郊外立地の抑制やまちなかの公的不動産の再活用などを含めた政策のパッケージ化 (市街化区域と調整区域のあり方)
- 2) 市内移動を車から公共交通へシフトできる方策の具体化
- 3) 中心市街地に健康・医療・福祉施設と生活必需品店の立地促進制度の具体化

本事業の調査では、3つの施策を推進する際の阻害要因となる課題に対する解決策を隣接する地方都市(見附市・三条市)の広域連携にて「SWCを推進するための都市スプロール化抑制研究会」を組成し、2市の事例や総合特区ですでに収集されているデータおよび、新規に収集予定のデータから両地域の現状を客観的に把握するとともに、施策の推進阻害要因となっている現地の実地の状況を把握するためのヒアリングを行う予定である。

なお現時点で想定している研究会のメンバーは以下の通りである。

SWCを推進するための都市スプロール化抑制研究会	
見附市	久住時男市長 企画調整課健康づくり戦略室 企画調整課 都市政策室 建設課 産業振興課 健康福祉課 まちづくり課
三条市	國定勇人市長 福祉保健部福祉課スマートウェルネス推進室 経済部地域経営課中心市街地活性化推進室 市民部環境課交通政策室 福祉保健部健康づくり課 福祉保健部高齢介護課 建設部建設課
有識者	<健康政策> <社会保障> <社会保障> <都市工学>
省庁	内閣官房・地域活性化統合事務局 厚生労働省 国土交通省 経済産業省 農林水産省 総務省
民間	コンサルティング(健康づくり・まちづくり)

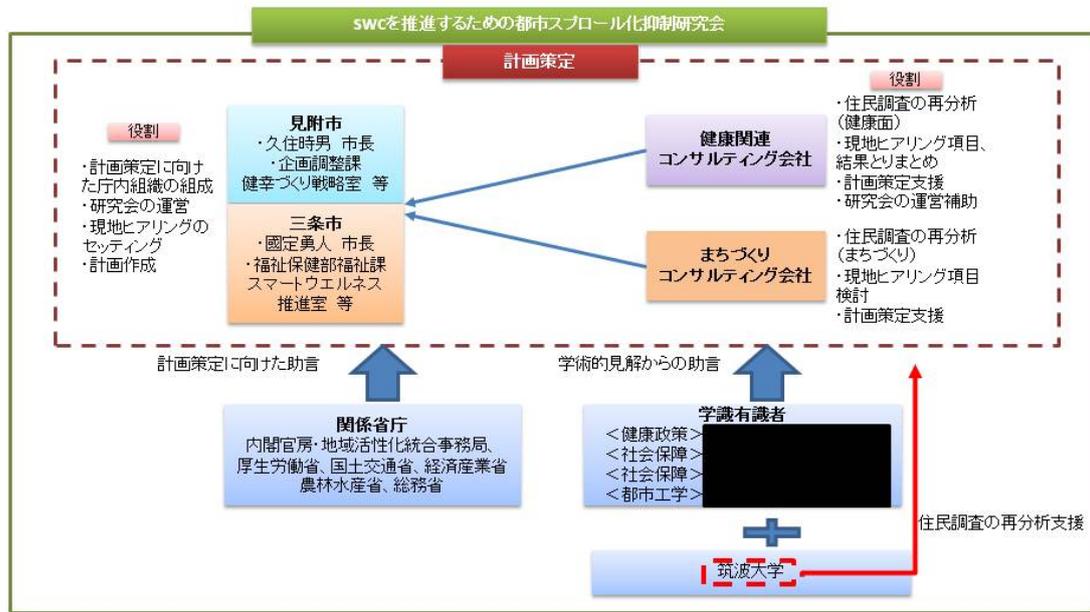
本研究会は、隣接する地方都市の見附市・三条市連携モデルより、まちの機能集約化の推進および推進の際の阻害要因(郊外で発生する問題を含む)となる課題への解決につなげるとともに、さらに自治体が条例化で対応すべき課題、政府が制度化すべき課題に分類し、後者については政府提言を行うことも視野に入れている。また、研究会を通して明らかとなった課題への解決策については平成26年度以降、特定地域再生計画推進事業を活用

して実施していくことも検討している。なお今後の予定は以下を想定している。

平成 25 年度	■調査を通して計画策定を実施 具体的には ・まちの集約化への基本計画（3ヶ年）を策定 ・集約化における課題解決を促進するための条例化と 国への制度化
平成 26 年度	■計画に位置付けられた施策ごとの事業に着手 ■条例化について検討を行う ■国の制度化へ働きかけを行う
平成 27 年度 ～28 年度	■事業の実施および事後の評価 →国の制度への位置づけを目指す

本事業は既述の通り、まちの機能集約化を郊外のスプロール化抑制策にまで踏み込んで検討する。よって、隣接する見附市・三条市が連携して取り組むものである。本取組みは今後の先駆的な日本のモデルとなるため、線引き都市計画の見附市と未線引き都市計画の三条市の2市が連携して、超高齢化人口減社会にむけた市街化区域とその周辺地域の都市計画のあり方、郊外地域の存続の道筋を模索していきたい。

6 体制



7 事業（調査等）の内容

本調査は、歩いて暮らせる都市実現のために都市のスプロール化の抑制に向けて整備すべき方策を具体化し、国の制度見直しの提言も含めた「歩いて暮らせる都市実現のために都市のスプロール化を抑制する基本計画」を策定するための調査である。

調査は、中心市街地へのまちの機能集約のみの検討ではなく、中心市街地の周りを取り巻く郊外部分に関する視点や検討なども含めて行う。

具体的には、先の総合特区計画の一環として両市で実施した 1,000 名規模住民調査を再活用することにより、課題に対する両地域の現状を客観的に把握するとともに、施策の推進阻害要因となっている現地の実況を把握するためのヒアリングを行うことで、課題解決のための方策を見出し、計画を策定するものとする。

【具体的な進め方】

1) 研究会の設置および開催

課題に対する方策を検討する組織として、「SWC を推進するための都市スプロール化抑制研究会」を組成する。研究会は既述の通り、自治体・学識有識者・中央省庁・民間会社からなる横断的な組織で構成する。

会自体は都内および現地の双方で行い、平成 26 年 3 月末までで 7 回程度の開催を予定している。現地の実情を踏まえた形で検討を進めることにより、実態に即した実効性の高い方策として国策への貢献を強めることを意図している。

後述する調査の分析結果による現状把握、住民の意向を踏まえた議論とともに、実際の社会実験を展開する地域への現地ヒアリングを行い、事業を阻害する要因および解決の一端となる方向性の把握を行う。

2) 住民調査結果の再分析

総合特区計画の一環として、平成 23、24 年度に見附市および三条市両市で行われた住民調査結果を、新たな視点で分析する。実施した調査は、それぞれ両市在住の 40～70 代の男女計約 1000 名を対象に訪問調査形式で、①自然と歩いてしまうまちづくりのためのハード・ソフト整備による介入および評価、②無関心層のヘルスリテラシーを高め、身体活動を増加させるための介入および評価、を主な目的として実施した。また、調査対象者の身体活動量および体組成も測定している。

地域活性化総合特区事業としては、以下の視点で整理を行った。

- ① 各市における自然と歩いてしまうまちづくりのための現状を把握
- ② 総合特区の視点から、各市における政策立案の具体化
- ③ 現状対策という観点のみではなく、次の 10～20 年を見据えた課題の見える化

本調査では、まちのスプロール化抑制のための課題解決具体化のため、総合特区事業とは異なる以下の視点で分析を行う。

① まちの機能集約化促進策として郊外立地の抑制やまちなかの公的不動産の再活用などを含めた政策のパッケージ化(市街化区域と調整区域のあり方)

- ・ 中心市街地への集約化に伴う郊外地域で予想される課題（特に居住環境を変えることが困難な農業従事者の生活環境）
- ・ 中心市街地への集約を阻害する要因、集約に魅力を持たせることに必要な要因

② 市内移動を車から公共交通へシフトできる方策の具体化

- ・ 自動車を利用しない生活を可能とするのに必要な要因
- ・ 自動車の流入制限に対する住民意識
- ・ 移動手段の転換を阻害する要因
- ・ 自動車から歩行者中心のまちづくりへの転換を是（もしくは否）とする住民の属性
- ・ 徒歩もしくは公共交通での移動を是（もしくは否）とする住民の属性

③ 中心市街地に健康・医療・福祉施設と生活必需品店の立地促進制度の具体化

- ・ 中心市街地を活用する(活用しない)住民の特性
- ・ 活性化（にぎわい創出）イベントへ参加する（参加しない）住民の特性

3) 現地状況のヒアリング

事業推進上の課題に対する要因・背景を探るため、2) の住民調査結果の再分析により新たに把握すべき項目を設定し、両市で実際に事業を進めている地域や関係する団体（商工関連団体、国土交通関係団体、交通規制関連団体、不動産関連団体等）に対してヒアリングを行い、調査では明らかにされない現地の実状を把握する。

4) 計画策定にかかる報告会

2) および3) の実施内容をもとに研究会での議論を行い、課題解決に向けた施策の在り方を盛り込んだ計画を策定する。

8 評価項目に対する内容	
<p>8-1 国策への寄与</p>	<p>見附市および三条市が中核として進めている「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」では、自律的に「歩く」を基本とする『健幸』なまち（＝健幸都市）を構築することにより、健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会を創ることを、アウトカムとして設定している。</p> <p>中心市街地の再活性化も含めた少子・超高齢社会による地域活力の低下の克服につながる新しい健幸都市像を具体化するために、自動車利用を制限し、歩くことを基本とするまちづくり実現のための大規模な社会実験は、国内はもとより世界的にも例を見ないのが現状である。</p> <p>本事業は、上記のスマートウェルネスシティを構築する過程で生じた課題に対して、それを解決するための社会システムの在り方を具体化することを目指したものである。よって本事業で策定する計画は、平成 26 年度以降の「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」で推進する歩いて暮らせる都市の実現につながることから、先進予防型社会の創造による地域活性化への寄与が期待される。</p> <p>また、2 市の事例や収集されているデータを基に、科学的根拠のある、日本の地方都市における健幸都市構築のためのまちの機能集約化基本計画のモデル提示と、必要な制度構築に向けた具体的な提言を政府に対して行うことができる。</p>
<p>8-2 取組の先駆性・モデル性</p>	<p>これまで見附市・三条市は SWC 首長研究会に所属し、日本の超高齢化に伴う健康課題を解決するための研究を行ってきた。日本は世界に先駆けて超高齢化の時代を迎えるため、高齢化社会におけるまちづくりの課題を解決するための適切な対応策や各都市の実情に即した集約化を促進する手立てについては、未だ世界中においても確立されていない。よって、その具体化を目的とした本取組み高い先駆性を有しているといえる。</p> <p>現在、超高齢社会に伴う健康問題を解決するためのまちづくりの手法や、中心市街地活性化の方法などの社会技術は世界的にみても未だ開発されていない。この開発効果は国内にとどまらず国際的にみてもその波及効果は非常に大きいといえる。</p> <p>また、見附市・三条市の両都市での実状を踏まえながら検討を行うことにより、今後確実に少子高齢化が進行すると考えられる両市と同規模（人口 4 万人から 10 万人規模）の自治体において、特に高い導入可能性があると考えられることから、十分なモデル性を有している。</p>

<p>8-3 多様な 主体</p>	<p>見附市・三条市は SWC 首長研究会の発足時からのメンバー（見附市長は SWC 会長）であり、首長自らが年 2～3 回開催される研究会へ参加し、健幸都市の実現に向けた両市の取組を発表し、他自治体の首長と議論を重ねている。</p> <p>SWC 首長研究会は現在 23 市町が参加し、また有識者・アドバイザーは筑波大学を中心とした健康・まちづくりそれぞれの分野で国内トップレベルの専門家で構成されている。</p> <p>本事業で実施する調査事業、計画策定についても SWC 首長研究会のなかで随時報告し、自治体首長・有識者・アドバイザーと共に事業の方向性について確認することとしている。</p> <p>また本事業で組成する「SWC を推進するための都市スプロール化抑制研究会」のメンバーは、施策推進における阻害要因の課題解決に関連すると想定される、関係機関や現場の実務者、学識者、有識者等、産官学民連携での組織横断的な構成となっている。よって、実証の推進に向けた具体的な計画を立てることが可能となる。</p> <p>また上記のメンバーで構成することにより、国と地方自治体が連携して課題解決に取り組むことが可能となり、一地方自治体だけの計画とはならず国の方針にも位置づけることが可能となり、全国の地方都市の基礎となる計画が策定されることが期待される。</p>
<p>8-4 熟度</p>	<p>見附市・三条市は既述の通り、SWC 自治体 5 市と共に、自律的に「歩く」を基本とする『健幸』なまち（＝健幸都市）を構築することを目的とした「スマートウェルネスシティ総合特区」が内閣総理大臣より認定を受け、平成 24 年度より健康課題を解決するための先進的まちづくり手法の確立に向けて積極的な取り組みを行っている。総合特区で推進する社会実験の進捗に関しては、特区申請した SWC7 市の実務担当者および SWC 首長研究会の有識者・アドバイザーとともにワーキングを 2 ヶ月に 1 回～2 回のペースで開催することにより、担当者間において健幸都市の実現にむけて障壁となる新たな課題や課題への対応策の共有が実現している。また、三条市では平成 23 年度に三条市長と有識者から構成される「三条知的支援基盤協議会」を独自に設置した。これまでに協議会を 4 回開催し、住民調査を基にした科学的な分析による市の現状把握や方向性の検討を続けている。25 年度からは地元の三条警察署長と全国協会けんぽの新潟支部長も委員として参画し、健幸なまちづくりに取り組む土壌が醸成されている。</p> <p>さらに両市では、庁内において健幸なまちづくりを推進するための専門部署を設置している。事業の推進では専門部署が中心となり、庁内の関係部署と連携して横断的に取り組むことができる組織体制が確立されている。このような理由から、両市においては本事業を進めるための下地が整備されていると考えられる。</p>

8-5 その他	<p>本事業は単一の自治体で実施せず、見附市・三条市が連携して取り組むこととしている。見附市と三条市が連携して計画策定を行うことの意義は同じ目標を目指しつつ、自治体各々の特性や地域資源を踏まえた多様なアプローチや評価検証が可能となる。地理的にも隣接していることから、施策によっては一体的な展開が可能となることもメリットとしてあげられる。</p> <p>加えて、本事業で策定する計画は今後の先駆的な日本のモデルとなるため、近隣2市が連携して社会実験を行うことで、少子超高齢社会に対応した課題解決のための、市街化区域とその周辺地域の都市計画のあり方、近隣市町村への影響やその課題克服策、郊外地域の存続の道筋を模索することが可能になると考えられる。</p> <p>また、事業推進の要となる市の政策担当者には、エビデンスに基づいて創造、具体化、実行できるイノベータ能力の向上が求められるが、これまでの自治体ではその育成が充分達成されていないのが現状であった。そこで、見附市三条市の2市は共同で、イノベータの養成を意図した人材育成塾を開講（半年間で毎月1回、計6回開催）。従来型の座学中心の研修ではなく、健幸都市づくり推進上の課題を具体的テーマとして掲げ、塾生、オブザーバーを交えた議論を中心に展開。最終回では塾生による両市長への政策提言を行い、自治体職員としての行動変容を促す取り組みを継続している。今後の行政運営の中核を担う中堅若手職員を対象に、これまでに両市合わせて2期28名を輩出し、自治体内外でのインフルエンサーとしての役割を担っている。また、1市単独開催ではなく、2市共同開催の形をとったことで、広域での課題認識や政策検討を実地で行う土壌が2市では構築されつつある。</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9 活用する規制の特例措置の内容

詳細については今後設置する「SWCを推進するための都市スプロール化抑制研究会」において協議しながら検討する予定である。

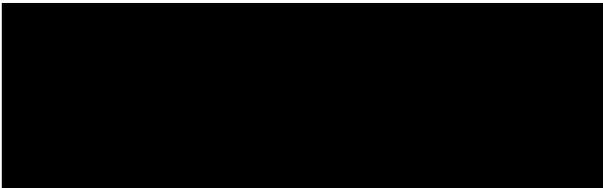
- 1) 市街化調整区域での一般住宅の建設について規制を緩和して都市部からの転居が可能となるような特例措置を設ける。
- 2) 市街化区域隣接地域での開発には用途に応じた市独自の規制を掛けることを可能とする。
- 3) 市街化調整区域や都市計画区域外で用途地域設定や地区計画を行う場合の手続き緩和などが現段階では想定されるが、今後のプロセスの中で確立したい。

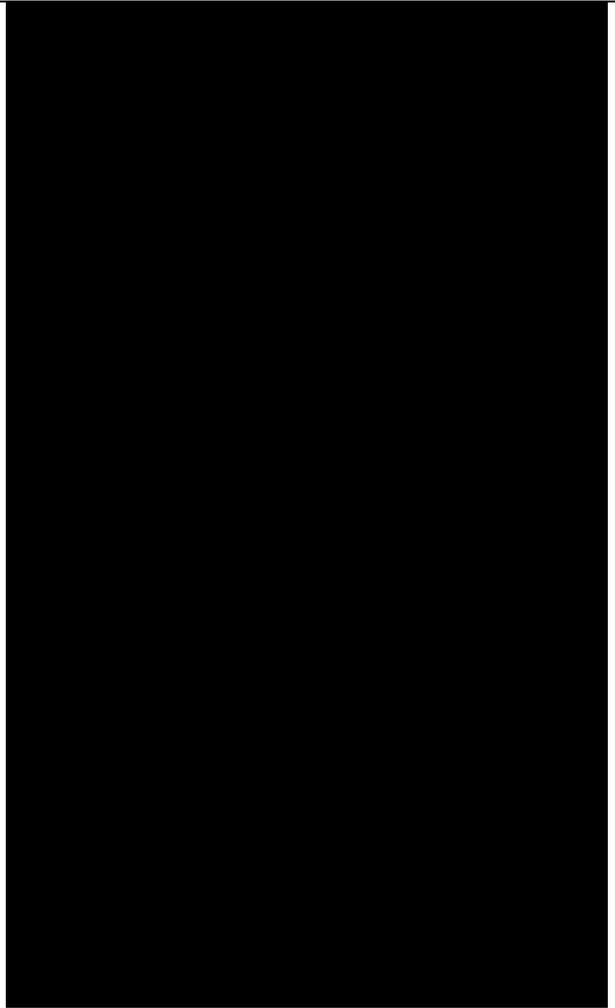
10 スケジュール

年月	平成 25 年度											
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

課題解決に向けた 特区住民 調査の再 分析	←→
研究会の 開催準備	←→
課題解決 のための 研究会の 開催	←→
分析結果 の報告	←→
現地ヒア リング	←→
研究会の 取り纏め	←→
計画策定 作業	←→
中間報告 会	←→
最終報告 会	←→

11 事業費（調査費）の内訳

経費の区分	内訳
■旅費（研究会への出席） （見附市⇄都内） （三条市⇄都内） ■印刷費 ■消耗品 ■通信運搬費	
■委託料 （1. 研究会の運営、調査結果の再 分析、計画策定） 【健康関連】	

	
<p>【研究会運営（謝金等）】</p>	
<p>【まちづくり】</p>	

(2. 住民調査結果の再分析支援)

経費計	9,855 千円
要望国費	9,855 千円
12 その他	
<p><見附市></p> <p>時代の変化とともに地方においても地域のつながりの弱体化が懸念されるなかで、地域住民同士が助け合う「共助の仕組み」の再構築が求められており、当市では平成 18 年度より概ね小学校区単位で「地域コミュニティ」の再構築をすすめ、住民が主体となり地域の活性化や防災、子育て、高齢者支援などの今日的な地域課題を行政と協働して解決していく環境づくりに取り組んでいる。</p> <p>教育面では、「ふるさと見附を愛する子供」「世に役立つことを喜びとする子供」を地域ぐるみで育む「共創郷育」を推進している。この取り組み等が評価され、現在、市内に 9 校ある小学校のうち 5 校がユネスコスクールに認定されている。</p> <p>高齢化と人口減少が進展する中、これらの取り組みを通じて地域の確かな絆づくりと顔の見える関係を再構築することによる地域活力の維持向上をすすめている。</p> <p>また、マイカー中心のライフスタイルが進み、移動において自家用自動車への依存が高くなっており、その結果、公共交通利用者が減少し、バス路線の廃止・減便により、車を使えない層の利便性が更に低下するという負のスパイラルに陥っている。過度のマイカー依存は環境問題や健康問題の原因にもなっており、これらの問題を解決し、公共交通の活性化及び再生を図るため、H20 年 3 月に「見附市地域公共交通総合連携計画」を策定し、各種事業に取り組んでいる。その結果、市街地を中心に運行している「コミュニティバス」利用者は年々増加傾向にある。その一方で路線バスの利用者は減少傾向にあり、既存の公共交通の活性化が課題となっている。</p> <p><三条市></p> <p>平成 19 年度に設置した三条市地域公共交通協議会では、地域間連携の強化や交通弱者に対する利便性向上に向け、自家用車に代替する高水準のデマンド交通を確立したほか、既存の路線バスを活用した高校生通学ライナーバスなど、地域の実態に即した交通体系を構築し、地域公共交通の活性化・再生に積極的に取り組んでいる。この取組に対しては、平成 23 年地域公共交通活性化・再生優良団体国土交通大臣表彰を受けているが、今後も利用者数を確保し、持続可能な運営を検討する必要がある、特に市街地間及び市街地と郊外を結ぶ交通の在り方が課題となっている。</p> <p>また、行政と商店街、市街地活性化に興味を持つ一般市民とでつくる実行委員会によ</p>	

り、「三条マルシェ」として、平成 22 年から夏季に月 1 回のペースで市街地に歩行者天国を設け、イベントを開催している。市街地住民はもとより郊外、市外からも多くの来場者があり、賑わいの中で歩いて過ごす体験の創出に成功している他、運営主体である、市街地・郊外・市外からそれぞれ集まった多様な若たちが、商店街への新規出店を果たしたり、新たな市民サークルを結成してマルシェ以外の活動に着手する等、新たな社会活動の萌芽も期待されている。